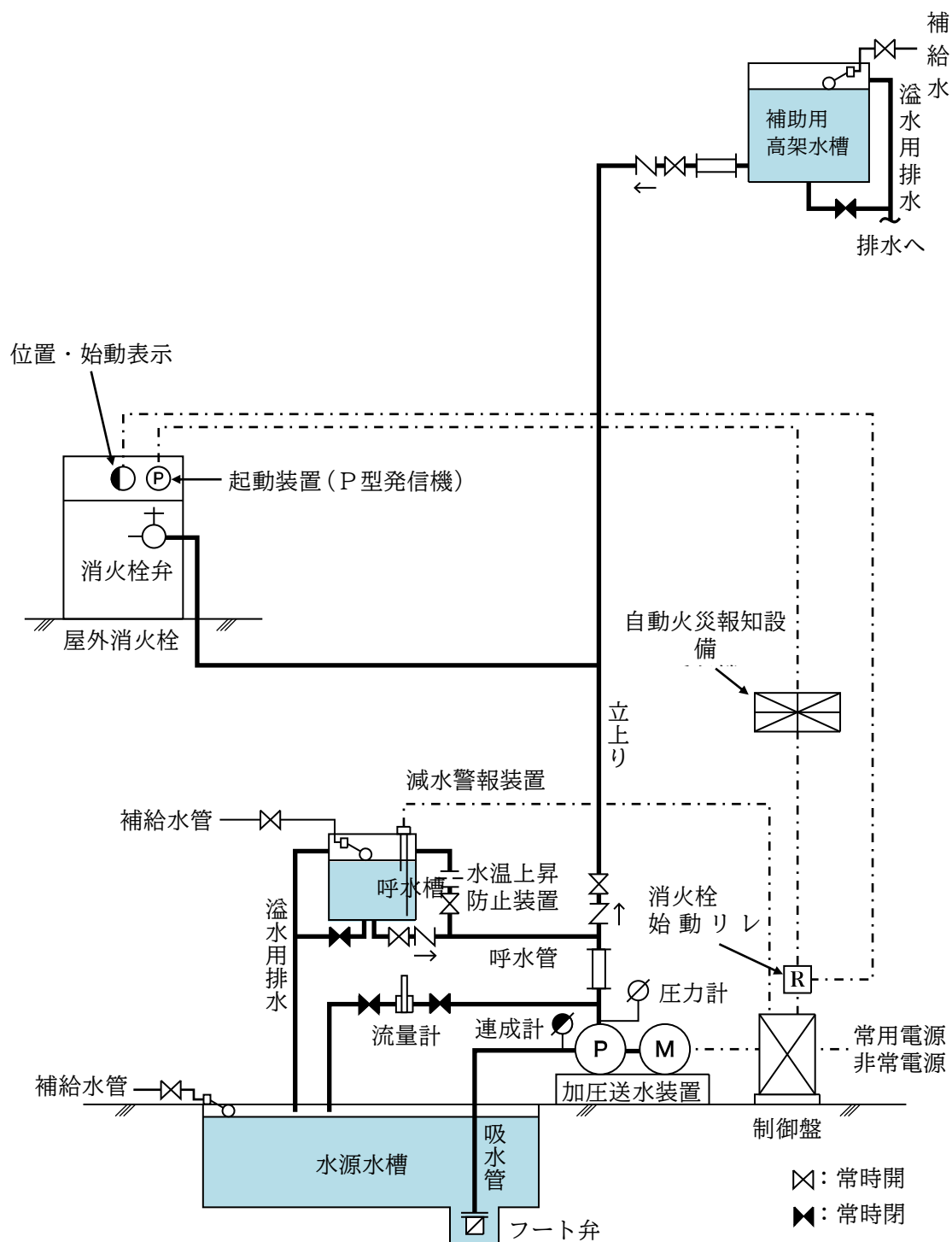


基準25 屋外消火栓設備に関する基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

1 主な構成

(1) 起動方式に自動火災報知設備のP型発信機により起動する方式のもの（基準25-1図参照）



基準25-1図

補給水管

補助用高架水槽

溢水用排水

排水へ

始動表示

位置表示灯

専用起動押

消火栓弁

屋外消火栓

立上り

減水警報装置

補給水管

水温上昇防止装置

呼水槽

溢水用排水

呼水管

流量計

連成計

圧力計

吸水管

水源水槽

フート弁

加圧送水装置

制御盤

常用電源

非常電源

⊗: 常時開

⊠: 常時閉

2501

2 屋外消火栓設備の設置

屋外消火栓設備を新たに設置する場合において、屋内消火栓設備のみの設置対象物は、初期消火設備として求められる消火設備として、原則、屋内消火栓設備を設置し、屋外消火栓設備は火災中期又は延焼防止を目的とした消火設備であることから屋外消火栓設備での代替はしないこと。

ただし、建物構造、用途、自衛消防隊の状況等によってはこの限りではない。●

3 加圧送水装置

加圧送水装置（圧力水槽を用いるものを除く。）は、次によること。

(1) ポンプを用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、省令第22条第9号に規定によるほか、基準18屋内消火栓設備1(1)を準用すること。

イ 機器

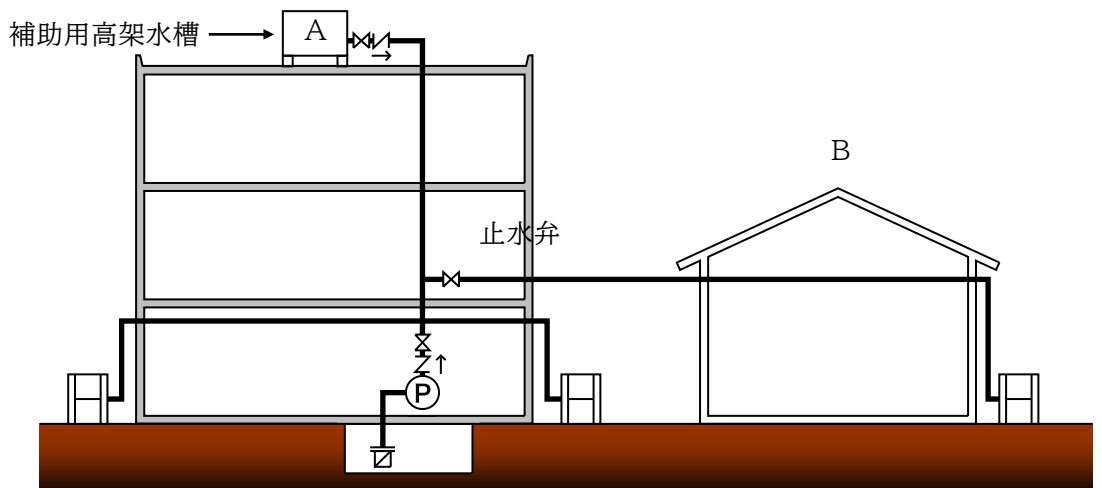
機器は、省令第22条第10号の規定によるほか、基準18屋内消火栓設備1(2)を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、省令第22条第10号の規定によるほか、次によること。

(ア) 同一防火対象物において、他の消火設備とポンプの併用又は兼用する場合、各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。また、ポンプが一の消火設備として起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

(イ) 屋外消火栓設備が同一敷地内に複数棟ある場合には、ポンプを兼用又は併用することができる。この場合、同一敷地内の複数棟を一の建築物とみなし、各棟に設けられた屋外消火栓の設置個数の合計が2を超える場合においても、ポンプの吐出量を800L/min以上とすることができる。（基準25-3図参照）



防火対象物	屋外消火栓の設置個数	規定吐出量
A	2 個	800L/min
B	1 個	400L/min

☐：屋外消火栓

ポンプの吐出量は、800L/min 以上とすることができる。

基準25-3図

基準25 屋外消火栓設備に関する基準

エ 放水圧力が0.6MPaを超えないための措置

省令第22条第10号ニに規定する「放水圧力が0.6MPaを超えないための措置」は、基準18屋内消火栓設備1(4)を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、省令第22条第9号に規定によるほか、基準18屋内消火栓設備2(1)を準用すること。

イ 機器

機器は、省令第22条第10号の規定によるほか、基準18屋内消火栓設備2(2)を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、省令第22条第10号の規定によるほか、前(1)ウを準用すること。

エ 放水圧力が0.6MPaを超えないための措置

省令第22条第10号ニに規定する「放水圧力が0.6MPaを超えないための措置」は、基準18屋内消火栓設備2(4)を準用すること。

4 水源

水源は、政令第19条第3項第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源は、基準18屋内消火栓設備3を準用すること。

(2) 前3(1)ウ(イ)により屋外消火栓を設置して、その設置個数が2を超える場合は、有効水源水量を14 m³以上とすることができる。

5 配管等

配管等、省令第22条第8号の規定によるほか、次によること。

(1) 配管

配管は、基準18屋内消火栓設備4(1)を準用するほか、立上り管は呼び径65A以上のものとする。●

(2) 管継手

管継手は、基準18屋内消火栓設備4(2)を準用すること。

(3) バルブ類

バルブ類は、基準18屋内消火栓設備4(3)を準用すること。

(4) 配管内の充水

配管内には、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。この場合、補助用高架水槽又は補助ポンプは、基準18屋内消火栓設備4(4)(ア(ア)及び(ウ)を除く。)を準用するほか、次によること。●

ア 補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径50A以上とすること。

イ 補助用高架水槽は、容量0.5 m³以上とすること。

6 配管等の摩擦損失計算

配管等及びホースの摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、基準18 屋内消火栓設備5を準用すること。

なお、屋内消火栓設備とポンプを兼用する場合は、以下の配管損失計算を計算すること。

- (1) 最も放水圧力の低くなると予想される屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の4 栓同時放水時の屋内消火栓設備。
- (2) 最も放水圧力の低くなると予想される屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の4 栓同時放水時の屋外消火栓設備。

7 屋外消火栓箱等

開閉弁及びホース接続口、屋外消火栓箱（屋外消火栓設備の放水に必要な機器を収納する箱をいう。以下同じ。）、始動表示灯及び放水に必要な機器の構造は、省令第22 条第1 項第1 号から第4 号までの規定によるほか、次によること。

(1) 開閉弁及びホース接続口

ア 屋外消火栓は、地上式とすること。●（基準25－4 図参照）

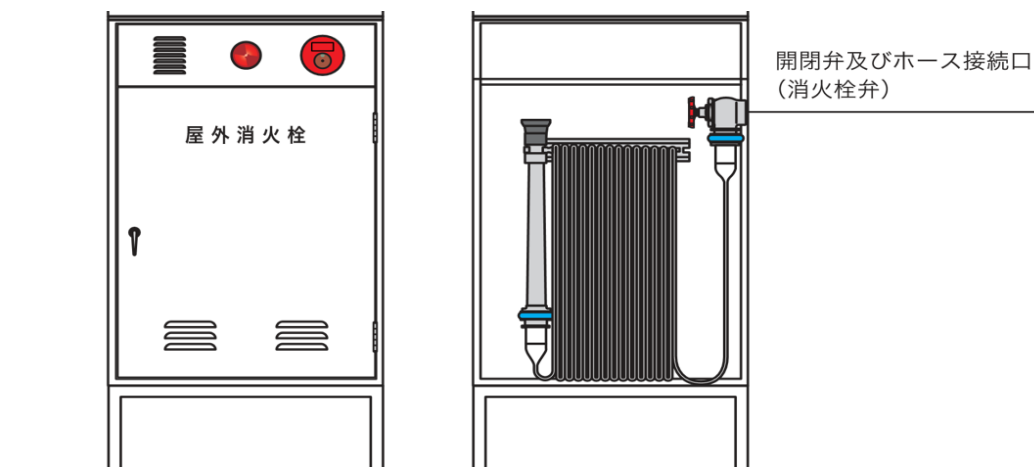
イ ホース接続口は、結合金具の規格省令に規定する呼称50 又は65 に適合する差込式さし口とすること。

ウ 地上式消火栓の開閉ハンドルは、ホース格納箱の内部に収納できるものであること。

（地上式消火栓及びホース格納箱を設置する場合の例）



（屋外消火栓箱も内部に開閉弁及びホース接続口を収納して設置する場合の例）



基準25-4図

(2) 屋外消火栓箱

ア 開閉弁及びホース接続口は、原則として、屋外消火栓の内部に収納しておくこと。

イ 屋外消火栓箱の扉は、鍵等を用いることなく容易に開閉できるものであること。

ウ 屋外消火栓箱の材質は、鋼板製（厚さ 1.6mm 以上）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。

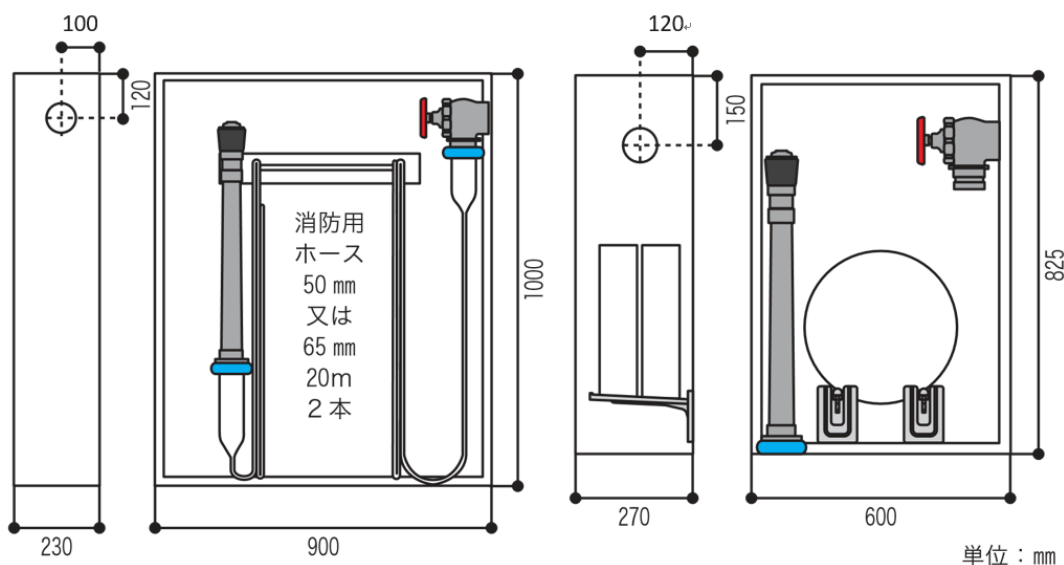
なお、この場合、外面の仕上げに難燃材料のものを張ることができる。

エ 屋外消火栓箱の大きさは、おおむねの高さ、幅及び奥行きが 1m 以上、0.9m 以上及び 0.23m 以上とすること。

ただし、消防用ホースの収納方法等により、適当な大きさのものにあっては、この限りでない。

（エに規定する大きさの例）

（ただし書きを適用する場合の例）



基準25-5図

(3) 位置表示灯

- ア 屋外消火栓箱の上部又は上端に赤色の灯火（以下「位置表示灯」という。）を設けること。●（基準25－6図参照）
- イ 位置表示灯の有効投影面積は、直径60mm以上又はこれに相当する面積以上とすること。●
- ウ 位置表示灯が加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものは、省令第22条第3号に規定する加圧送水装置の始動を明示する表示灯（以下「始動表示灯」という。）と兼ねることができる。

(4) 消火栓弁

- 開閉弁及びホース接続口に消火栓弁（屋外消火栓設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路をいう。以下同じ。）を用いる場合は、次によること。
- ア 消火栓弁は、結合金具の規格省令に規定する呼称50又は65に適合する差込式差し口とすること。●（基準25－6図参照）
 - イ 消火栓弁は、屋内消火栓等告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(5) ノズル

- ア ノズルは、噴霧ノズルとすること。●
ただし、政令第11条第4項を適用しない場合は、スムーズノズル（棒状放水専用のノズルチップをいう。以下同じ。）又は噴霧ノズルとすることができる。
- イ 消防用ホースに結合する部分は、結合金具の規格省令に規定する呼称50又は65に適合する差込式受け口とすること。
- ウ スmoothノズルは、放水口部の呼称が19mm以上のものとする。●
- エ ノズルは、屋内消火栓等告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(6) 消防用ホース

- ア 消防用ホースは、消防用ホースの規格省令に規定する平ホースとすること。●
- イ 消防用ホースの規格省令に規定する呼称50又は65のもので、長さ20mのものを2本以上設けること。●（基準25－6図参照）

(7) 操作部

- 屋外消火栓箱内に起動装置の操作部を設ける場合は、当該操作部及び始動表示灯が容易に視認でき、かつ、操作し易い位置とすること。

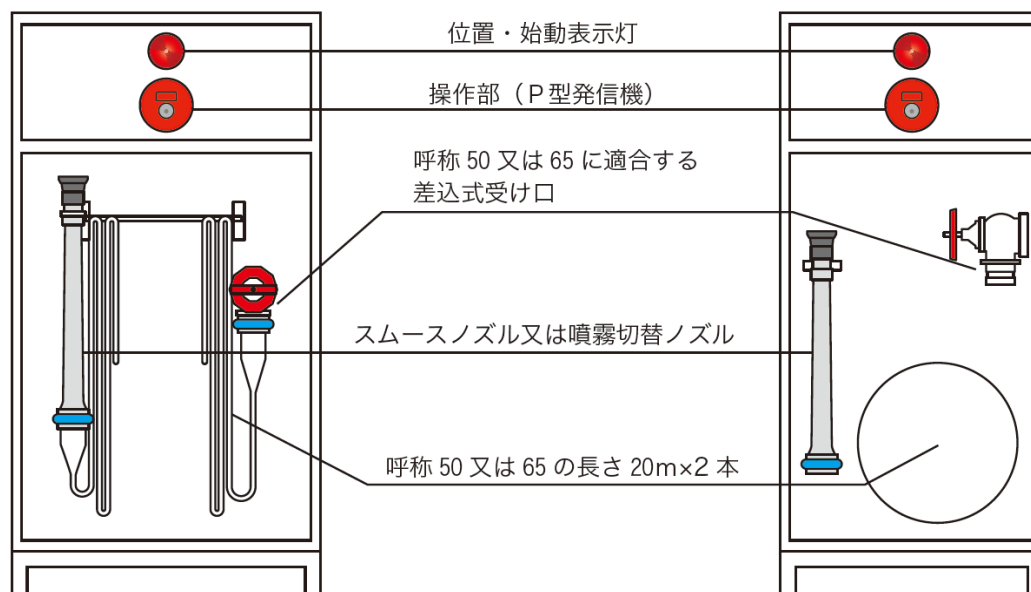
(8) 表示

省令第22条第4号の規定によるほか、次によること。

- ア 屋外消火栓箱に表示する「ホース格納箱」及び「消火栓」の文字の大きさは、1文字につき、20㎠以上とすること。●
- イ 屋外消火栓箱の内部に消火栓弁を収納して設置する場合は、「屋外消火栓」と表示した標識とすること。●

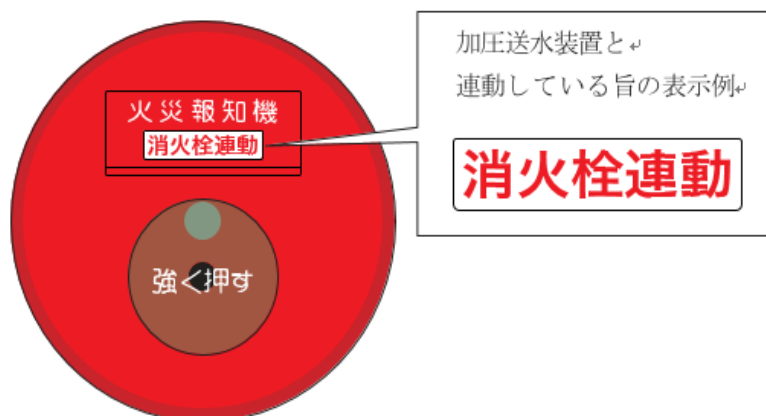
なお、この場合の「屋外消火栓」の文字の大きさは、1字につき、20㎠以上とすること。

基準25 屋外消火栓設備に関する基準



基準25-6図

ウ 起動装置を自動火災報知設備のP型発信機と兼用する場合は、発信機に屋外消火栓設備の加圧送水装置と連動している旨の表示を表示すること。●（基準25-7図参照）



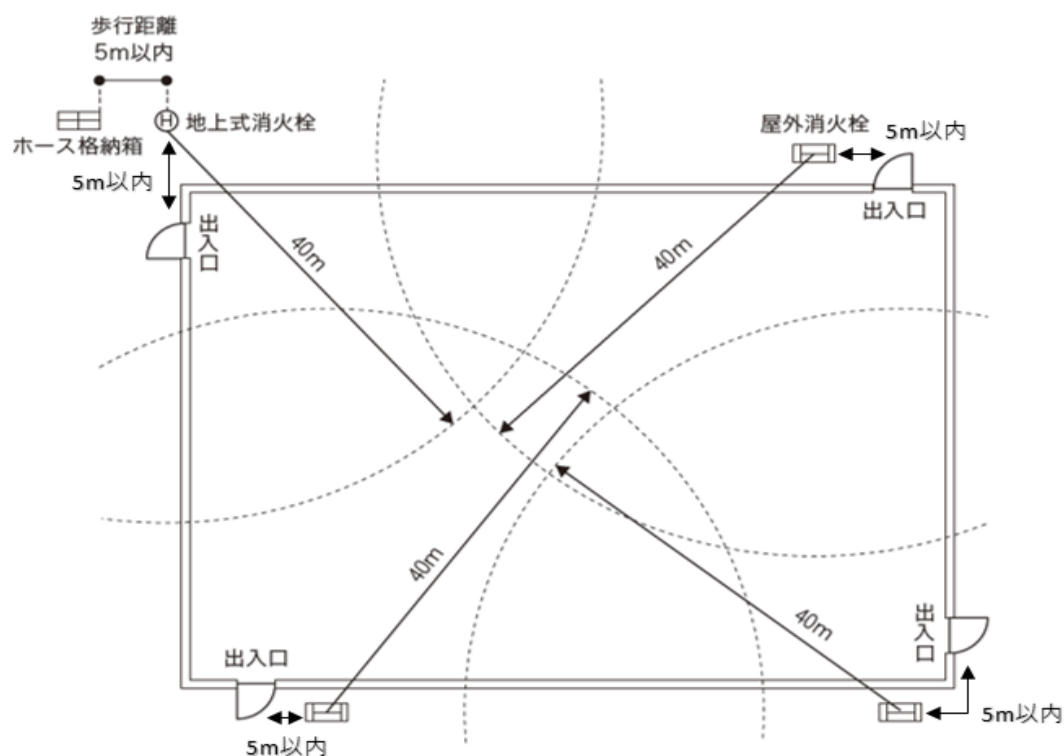
基準25-7図

8 屋外消火栓の設置位置

政令第19条第3項第1号、第2号及び第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、建築物の出入口付近（5m以内）に設けること。●（基準25-8図参照）

基準25 屋外消火栓設備に関する基準

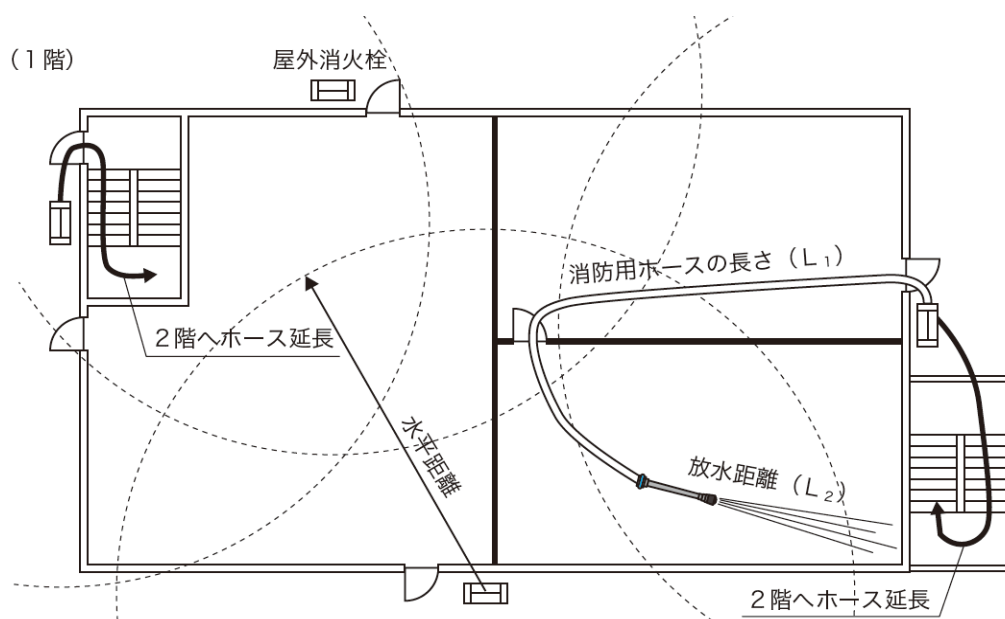


基準25-8図

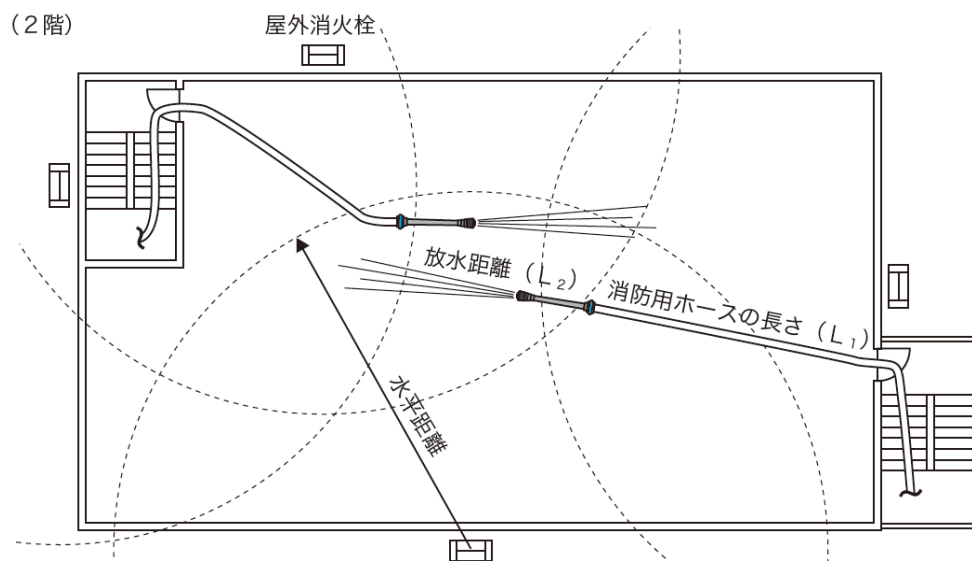
- (2) 政令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあっては、ホース接続口からの水平距離が40mの範囲内で、かつ、当該範囲内に消防用ホースを延長することができ、有効に消火できる部分をいう。（基準25-9図参照）

なお、この場合の放水距離は、おおむね15mとすること。●

したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、当該部分に屋内消火栓設備の設置が必要であること。●（基準25-10図参照）

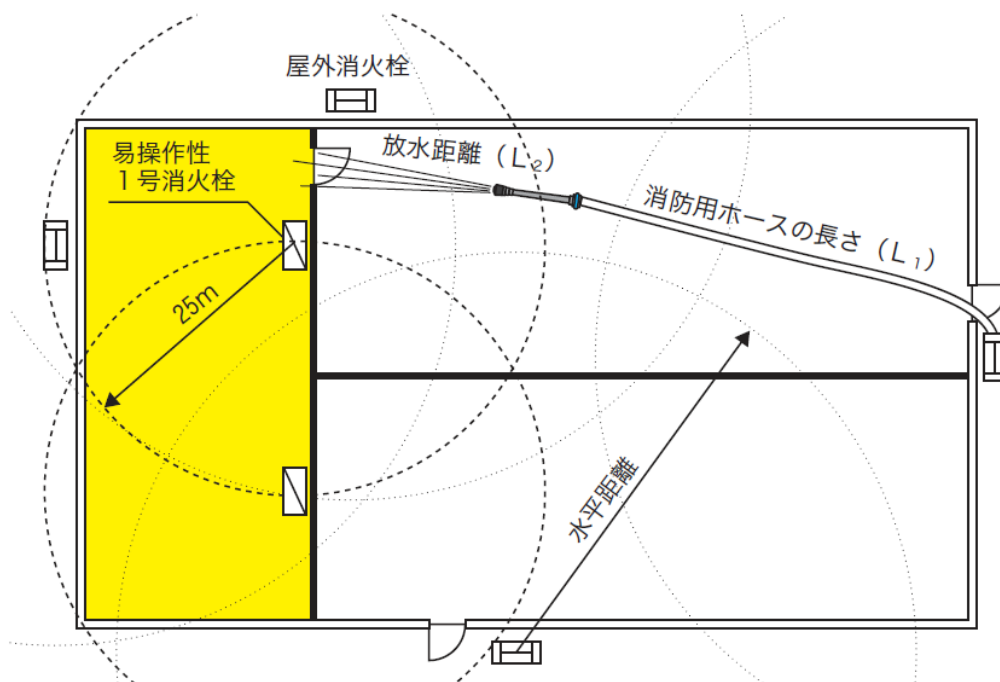


基準25 屋外消火栓設備に関する基準



政令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、
 $L_1 + L_2$ 以下、かつ、ホース接続口からの水平距離が40m以下の範囲を

基準25-9図



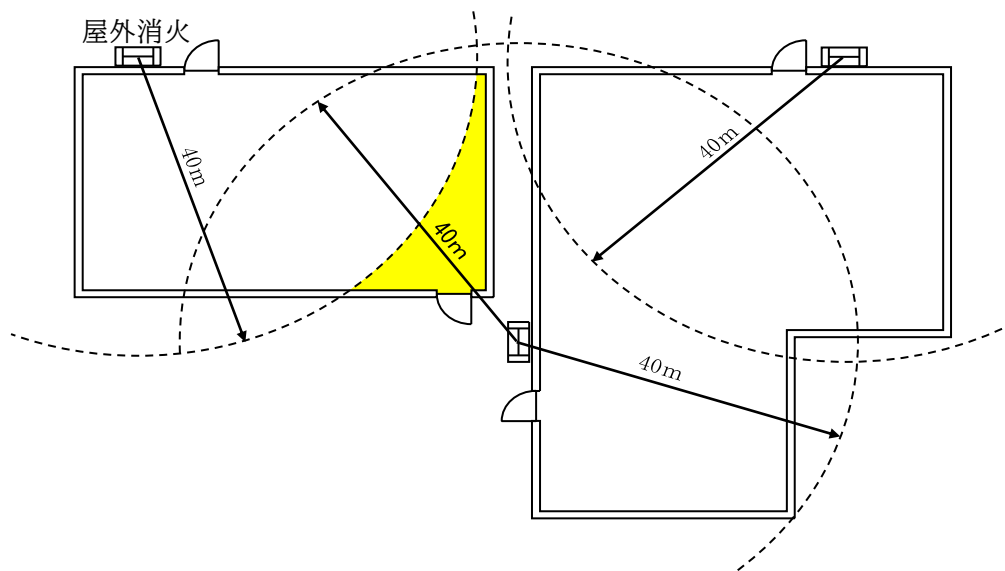
建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が40m以下であっても、
 当該有効範囲内に消防用ホースを延長することができず、有効に消火することが
 できない部分が存する場合は、屋内消火栓設備を設置する必要がある。

基準25-10図

基準25 屋外消火栓設備に関する基準

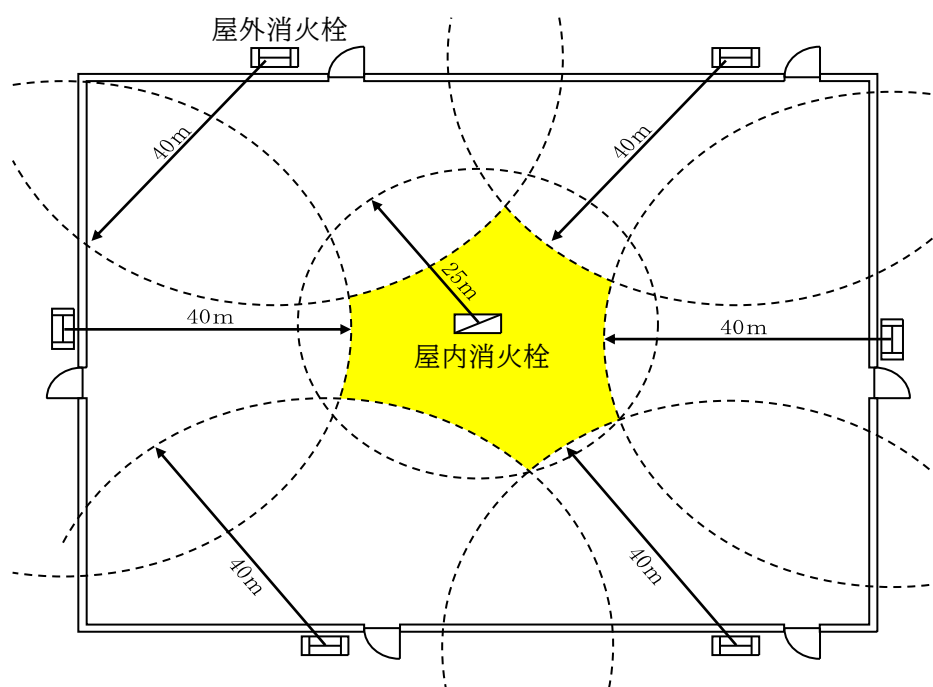
- (3) 同一敷地内に複数棟がある場合又は政令第19条第2項の規定により一の建築物とみなされた場合には、棟ごとに屋外消火栓を設けること。

ただし、政令第19条第3項第1号の規定による有効範囲内にある場合には、この限りでない。（基準25-11図参照）



基準25-11図

- (4) 政令第19条第3項第1号及び第2号の規定により設置した場合において、当該建築物（政令第19条第4項の規定に該当する部分を除く。）の中央部に未警戒となる部分（防護漏れとなる部分）が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓設備の設置が必要であること。（基準25-12図参照）



基準25-12図

9 起動装置

起動装置は、省令第22条第10号ホの規定によるほか、基準18屋内消火栓設備7を準用すること。

なお、起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「 $H_1 + 0.3\text{MPa}$ 」とする。●

10 表示及び警報

表示及び警報は、基準18屋内消火栓設備9を準用すること。（省令第22条第11号の規定により総合操作盤が設けられている防火対象物を除く。）

11 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、省令第22条第12号の規定によるほか、基準18屋内消火栓設備10を準用すること。

12 非常電源及び配線等

非常電源は、省令第22条第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源等

非常電源、非常電源回路の配線等は、基準19非常電源によること。

(2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、基準18屋内消火栓設備11(2)を準用すること。

(3) 非常電源回路及び操作回路及び表示灯回路は、次によること。（基準25-13図参照）

ア 非常電源回路

耐火配線を使用すること。

イ 操作回路

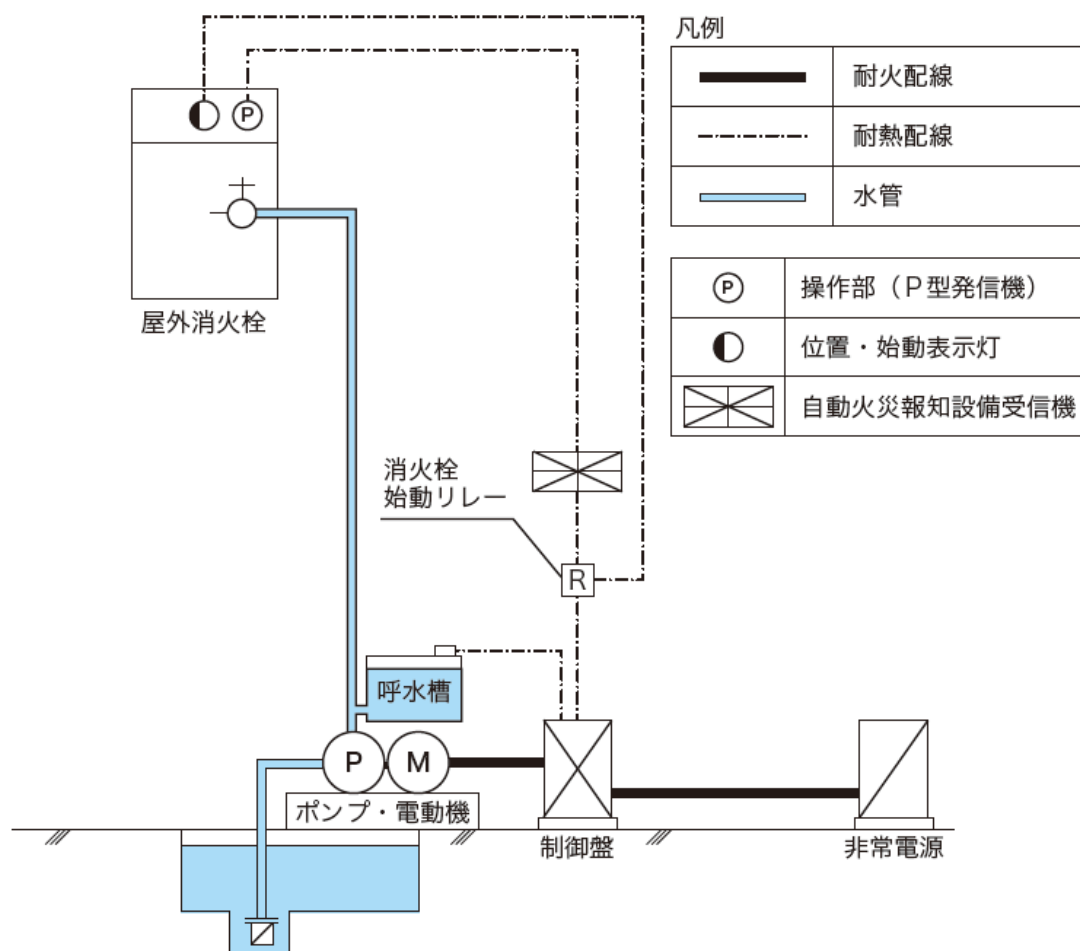
耐熱配線を使用すること。

ただし、地中配線を行う場合にあっては、この限りでない。

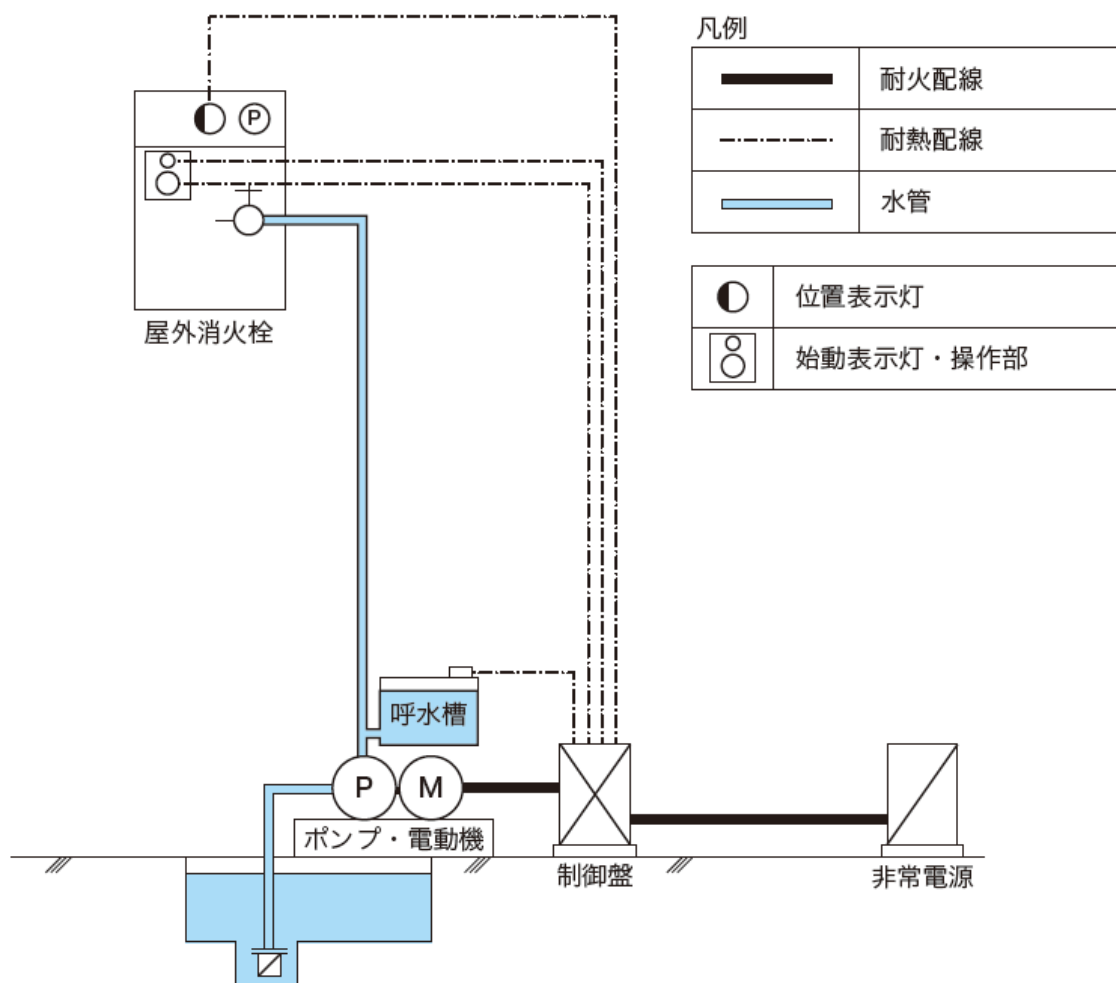
ウ 省令第22条第3号に規定する始動表示灯及び位置表示灯の配線は、耐熱配線を使用すること。●

ただし、地中配線を行う場合にあっては、この限りでない。

（自動火災報知設備のP型発信機により起動する方式のもの）



（屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部から起動する方式のもの）



基準25-13図